重点施策

⑤　障害児支援の充実

- 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制
- 在宅障害児の支援体制の推進
- 就学前の支援が必要な児童の支援体制

子ども育成課･母子保健課

1　発達障害児の早期発見・早期療育支援体制(平成26年度)

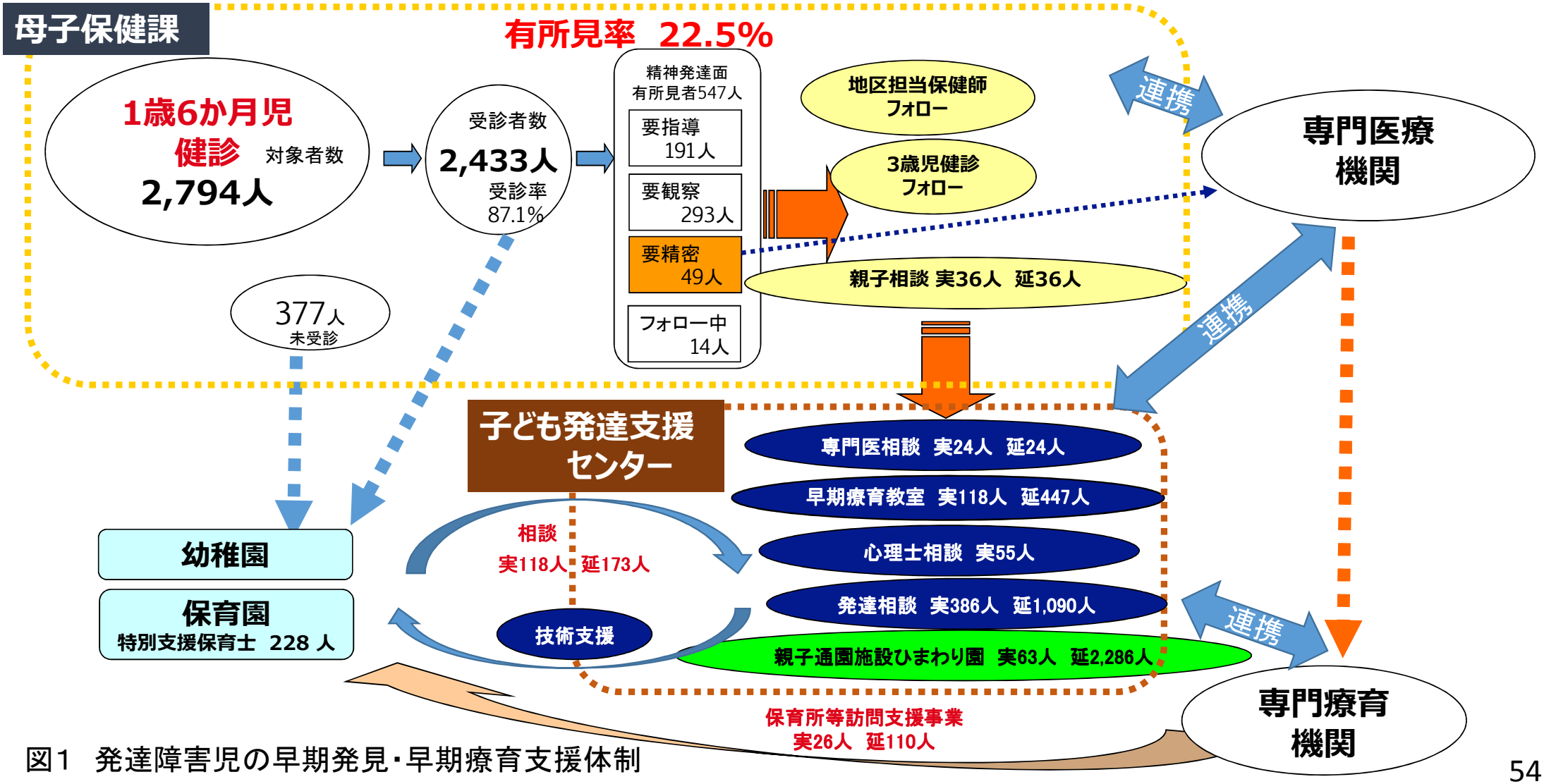

図1　発達障害児の早期発見・早期療育支援体制

1　発達障害児の早期発見・早期療育支援体制【1歳6か月健診における早期発見への取り組み】

図2　1歳6か月児健診有所見率年次推移(精神面)

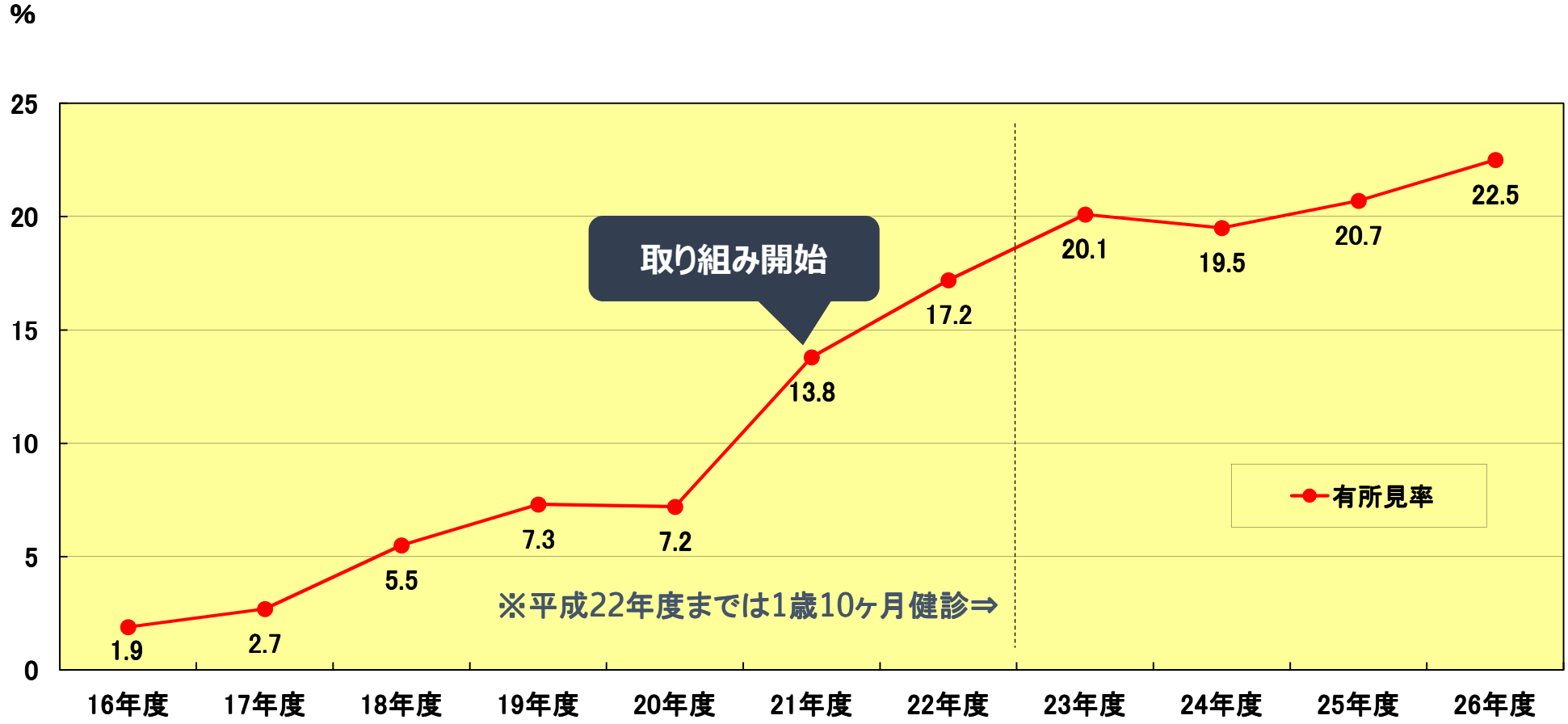

【参考資料】

図3　学習や行動の面で著しい困難を示す児童生徒の割合(文部科学省)

全体で 6.5%(H24.12.5)

(担任教師による回答)

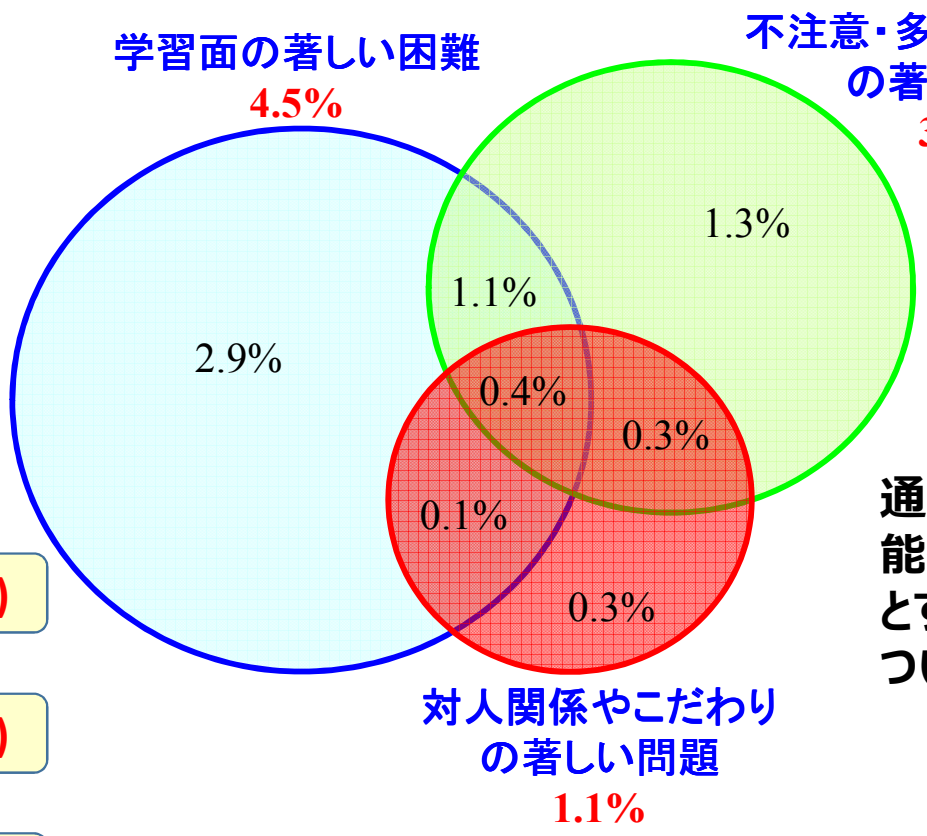

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について(H24.12.5)文部科学省

高知県(公立小学校)

全体で　6.4%(H24.9.1)

↓

全体で　7.8%(H25.9.1)

↓

全体で　8.4%(H26.9.1)

2　在宅障害児の支援体制の推進
【ひまわり園(親子通園施設)における心身障害児クラス「ゆったりっこ」の新設】

■対象と年齢

心身障害をもつ児とその保護者

乳児期から参加可能

■実施頻度

月４回

(火曜日クラスと木曜日クラスがあり，月２回利用可能)

■スタッフ

保育士・保健師・理学療法士

■定員

１クラス８～10名程度

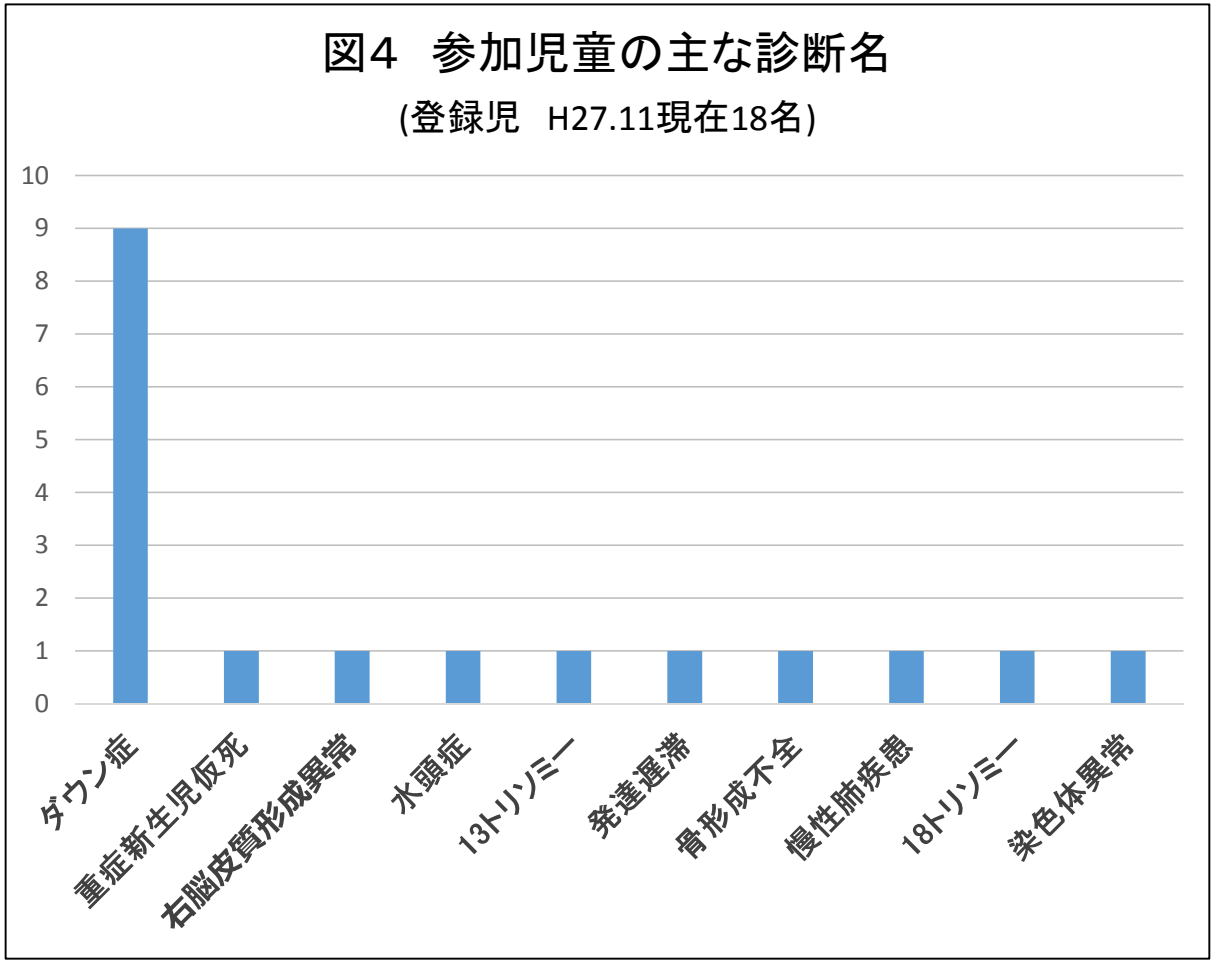

3　就学前の支援が必要な児童の支援体制

図5　就学前の支援が必要な児童の支援体制

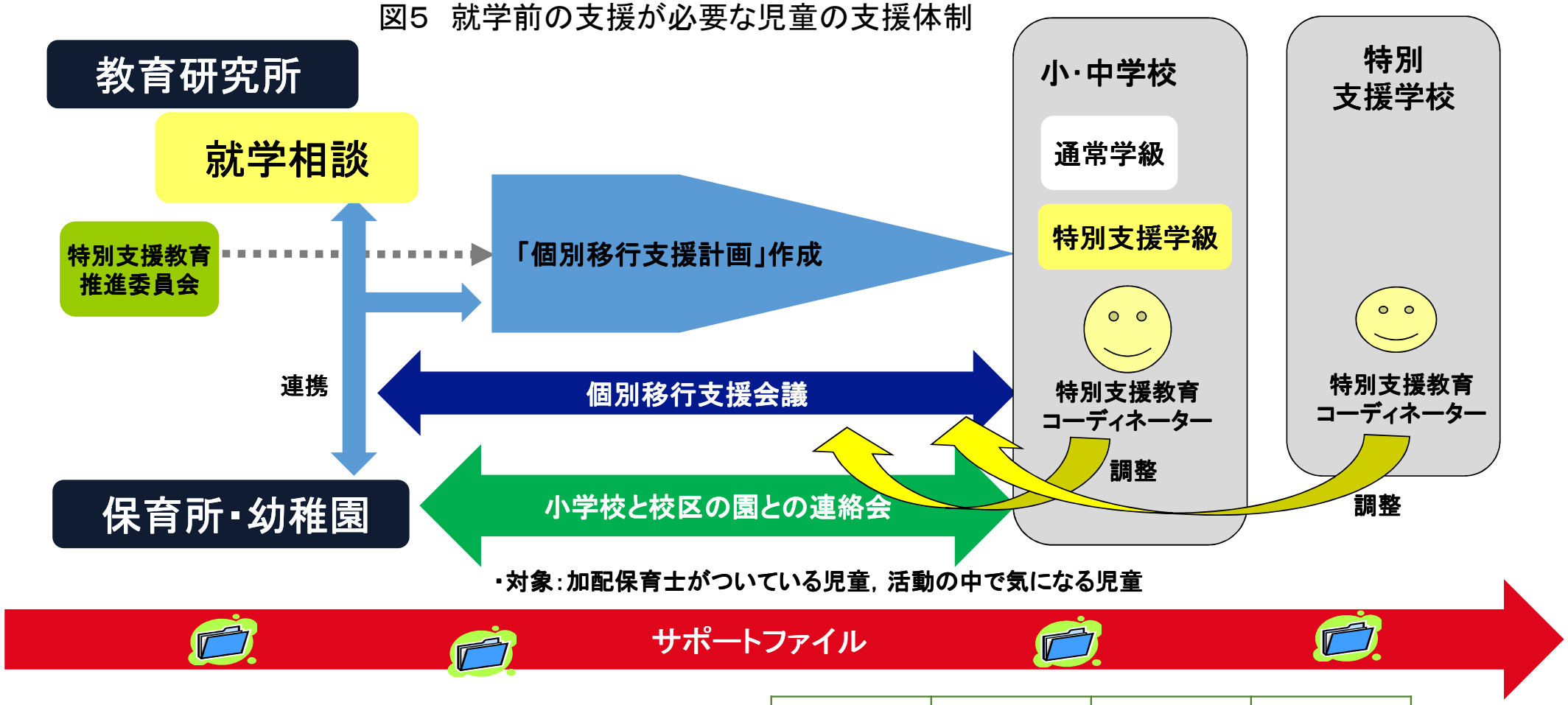

【参考】 年長児のサポートファイル所持率

※H23年度は障害児ニーズ調査，H25年度以降は就学相談時の所持率

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
32%	55%	41.6%	48.7%

３　就学前の支援が必要な児童の支援体制【サポートファイル～みらいNote～の改定】

主な改定内容

①**機能性**…検査結果や個別指導計画をとじる場所を明確にした。また，クリアファイルからリングファイルに変更し，必要な項目がすぐにわかるようにインデックスを作成。

②**耐久性**…記録紙を中厚上質紙に変更

③**体裁**…全体のデザインを統一

※配布開始　平成27年12月～
※配布場所　子ども育成課・母子保健課
　　保育幼稚園課・障がい福祉課
　　教育研究所特別支援教育班

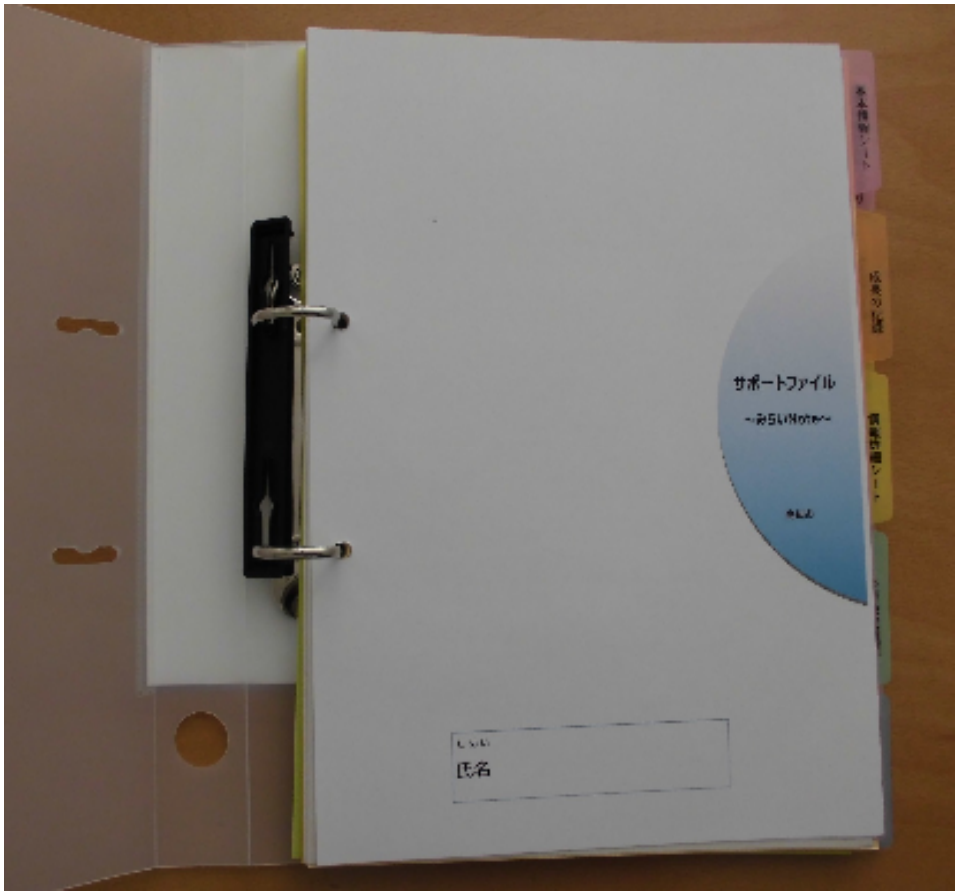

まとめと今後の課題

１　高知市子ども発達支援センターの設置(平成22年４月)により，発達障害児の早期発見・早期療育の流れを整えることができており，今後はさらに内容の充実を図ります。

２　在宅障害児の支援体制の推進として，平成27年度から実施している「ゆったりっこクラス」は，早期支援の場として保護者，医療機関双方からのニーズがあり，今後も関係機関と連携し，内容の充実を図ります。

３　障害児への切れ目ない一貫した支援を実現するためのツールとして作成したサポートファイルの所持率・活用率は上昇しており，今後も引き続き活用推進の取り組みを進めていきます。

重点施策

⑤　障害児支援の充実

- 相談支援体制
- 小学校就学前の子どもに対する早期支援
- 放課後や休日・長期休業への支援
- 卒業後に向けた支援

障がい福祉課

相談支援体制について

障害者相談センター（委託）

・東西南北の4地域にセンターを設置
・障害のある方や児童の生活やサービスの利用等に関する総合的な相談窓口です。

指定障害児相談支援事業所
指定特定相談支援事業所

・ケアマネジメントにより，障害福祉サービス，障害児通所支援を利用するにあたっての課題や支援の目標，福祉サービスを利用する上での留意事項等，サービスを利用する児童を支援するための総合的な計画を作成します。
・相談支援専門員の専門性を高めるため，４月より研修を2回実施しました。

※　H27.4月より，障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用申請する場合，利用計画の提出が必須になりました。

指定特定相談支援事業所(H27.11.1現在）
29事業所　⇒　サービス等利用計画作成

指定障害児相談支援事業所
18事業所　⇒　障害児支援利用計画作成

・障害児通所サービスを利用する児童は，障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成します。

・障害児通所サービスとともに介護給付（短期入所，ヘルパー）を利用する場合についても，指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成します。

・家族の方等が自己作成するセルフプランの方法もあります。

高知市の相談支援体制

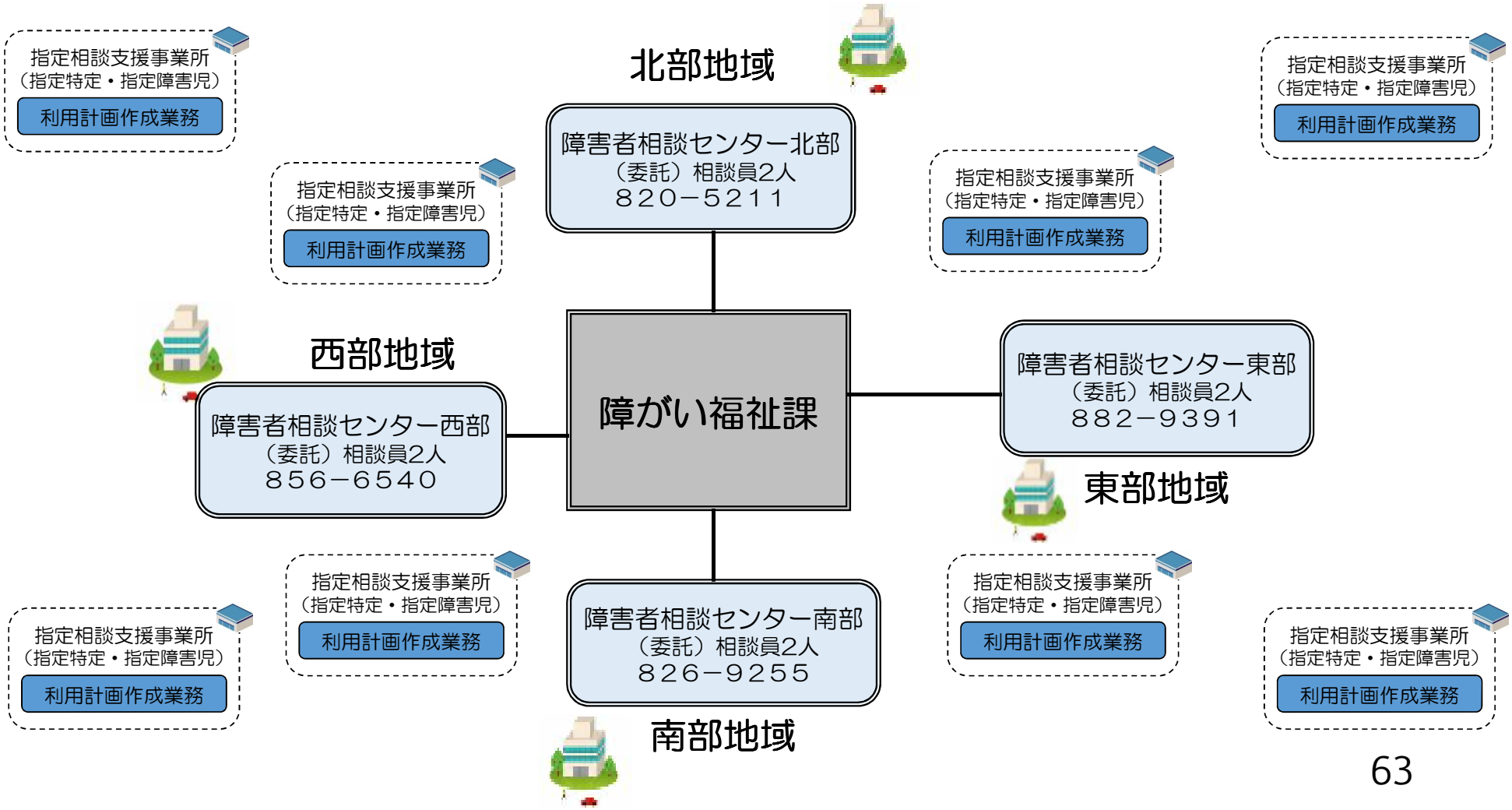
北部地域
障害者相談センター北部
（委託）相談員2人
８２０－５２１１
西部地域
障害者相談センター西部
（委託）相談員2人
８５６－６５４０
障がい福祉課
東部地域
障害者相談センター東部
（委託）相談員2人
８８２－９３９１
南部地域
障害者相談センター南部
（委託）相談員2人
８２６－９２５５
指定相談支援事業所
（指定特定・指定障害児）
利用計画作成業務

障害児通所支援の事業所数及び利用状況等

	H25年度	H26年度	H27年4～10月
① 児童発達支援事業所数	13 ヶ所	11 ヶ所	14 ヶ所
医療型発達支援事業数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
利用決定児童数（実利用児童数）	276（232）人	266（215）人	243（215）人
② 保育所等訪問支援事業所数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
利用決定児童数（実利用児童数）	84（45）人	79（26）人	64（22）人
③ 放課後デイサービス事業所数	19 ヶ所	22 ヶ所	25 ヶ所
利用決定児童数（実利用児童数）	303（213）人	377（292）人	425（322）人

平成27年9月末までの計画相談実績

児 童 福 祉 法 分			
障害児通所支援 受給者数	計画作成済み人数	計画作成のうち セルフプラン	計画作成達成率
631 人	291 人	77 人	46%

児童発達支援事業

療育の観点から，集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児が対象。日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等，必要な支援を行います。

児童発達支援事業所数

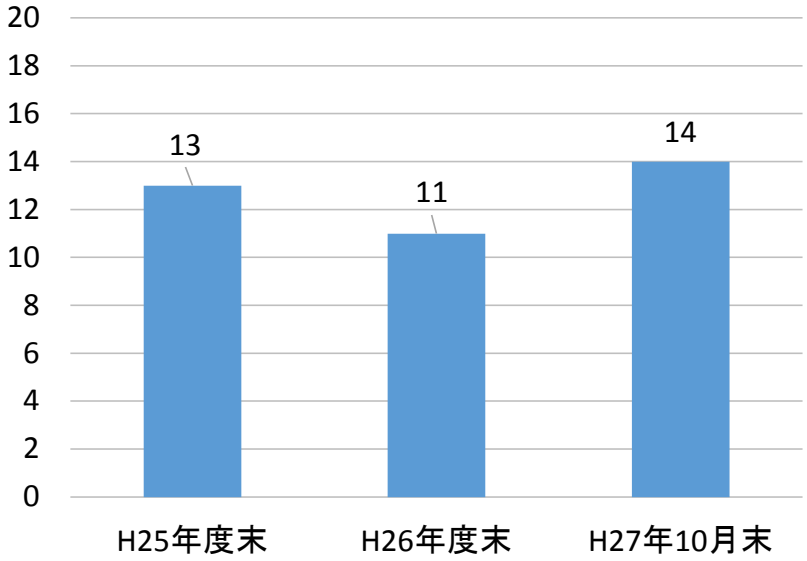

児童発達支援利用決定児童数

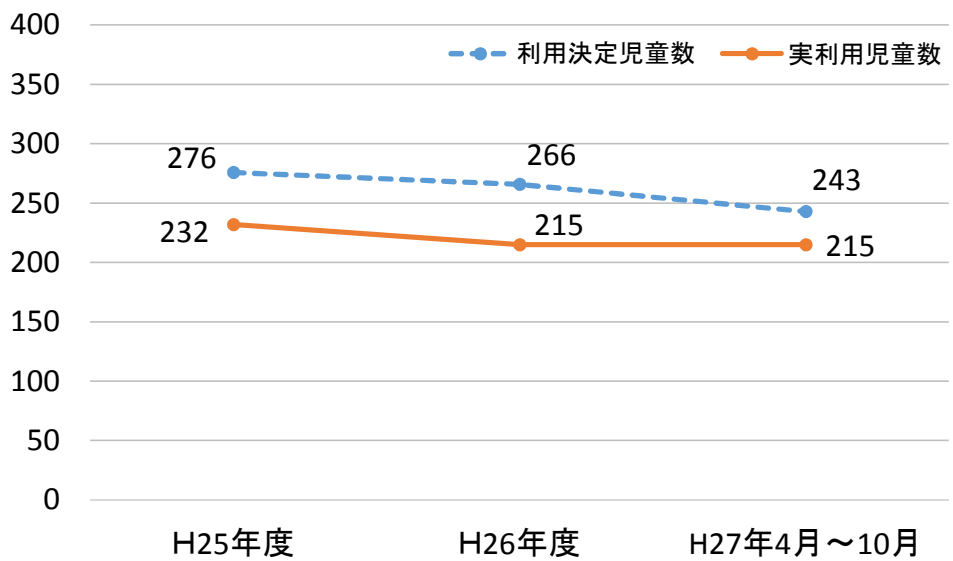

保育所等訪問支援事業

保育所や幼稚園，小学校に在席している障害のある児童に対し，当該施設に保育所等訪問支援事業所の職員が訪問し，集団生活に適応するための支援やその他必要な支援を行います。

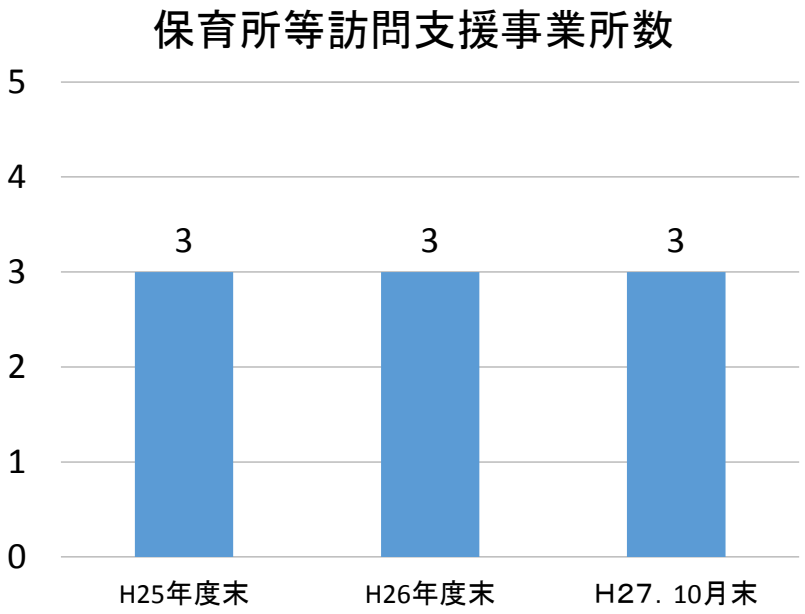

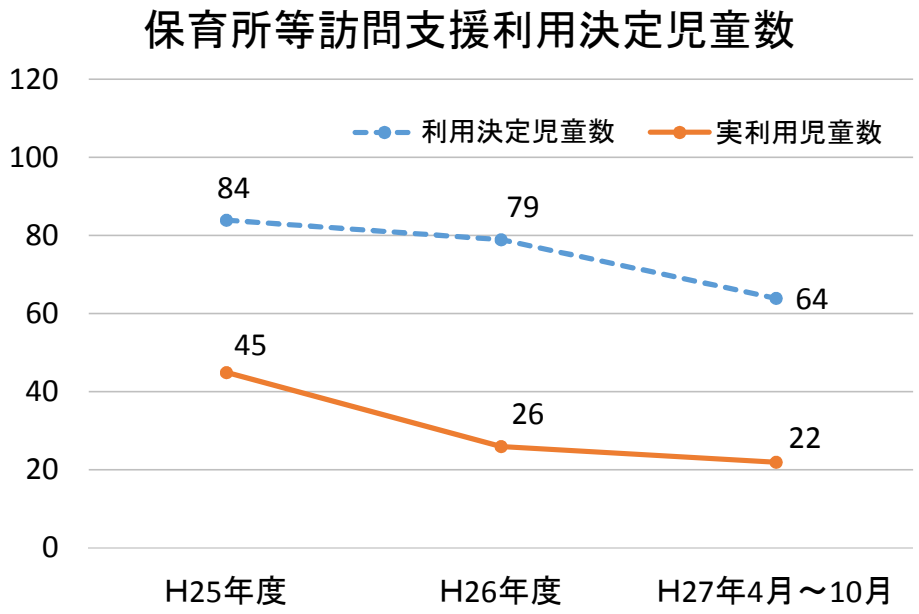

放課後デイサービス

授業の終了後，または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や，社会との交流の促進等の支援を行います。

放課後デイサービス事業所数

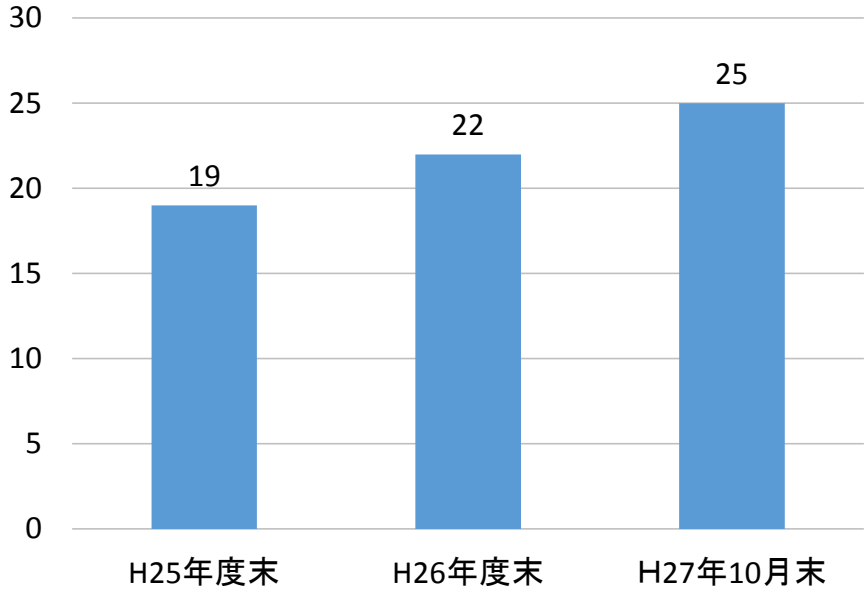

放課後デイサービス利用決定児童数

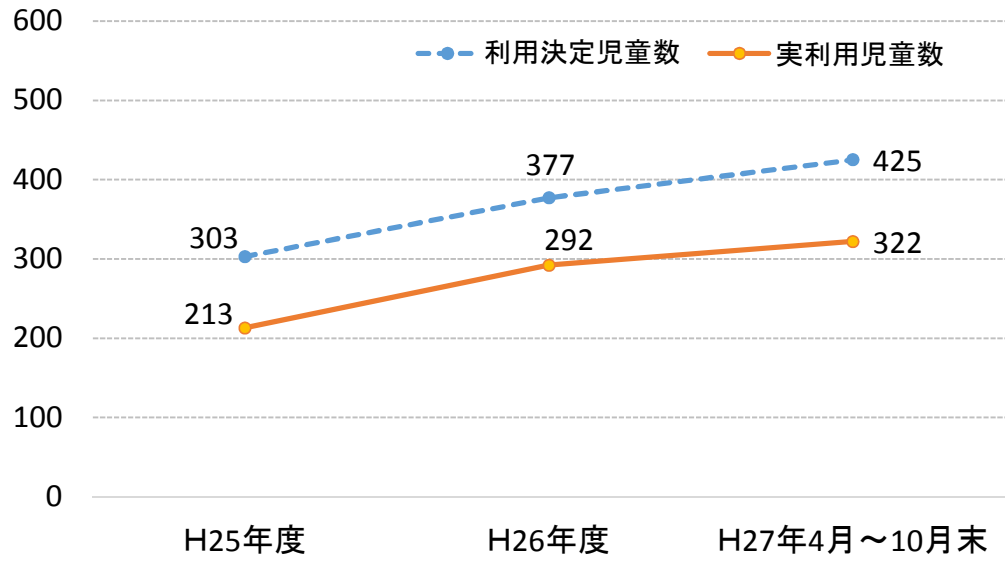

障害児長期休暇支援事業

特別支援学校の長期期間中に，スポーツや創作活動等の文化的活動日常生活動作の援助を行うことにより，障害児やその保護者の地域生活を支援します。

	H25年度 （7/23～8/29）	H26年度 （7/23～8/27）	H27年度 （7/22～8/27）
高知市立高知特別支援学校	3人（延57人）	4人（延51人）	3人（延57人）
高知大附属特別支援学校	6人（延70人）	6人（延83人）	6人（延70人）

※　H26，H27年度は高知市立特別支援学校が工事のため，県立盲学校で開催されました。

卒業後に向けた支援

・特別支援学校進路相談会にて児童・生徒の情報共有や進路に向けた検討を行っています。

進路相談会等参加回数
H26年度　18回
H27年度　11回（10月末現在）

・H27.4月より高等部卒業後に就労継続支援B型事業を利用する場合，在学中に就労アセスメントが必要になり，制度変更の周知及びアセスメントの取り組みを行っています。

就労継続支援B型とは

一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上や維持を図るための訓練を行うサービスです。

就労アセスメントとは

障害のある方の就労について，専門性のある就労移行支援事業所の職員が，本人の就労に関する作業能力などを観察し就労能力を評価します。

特別支援学校生就労継続支援Ｂ型利用に係る就労アセスメントの流れ（高知市）

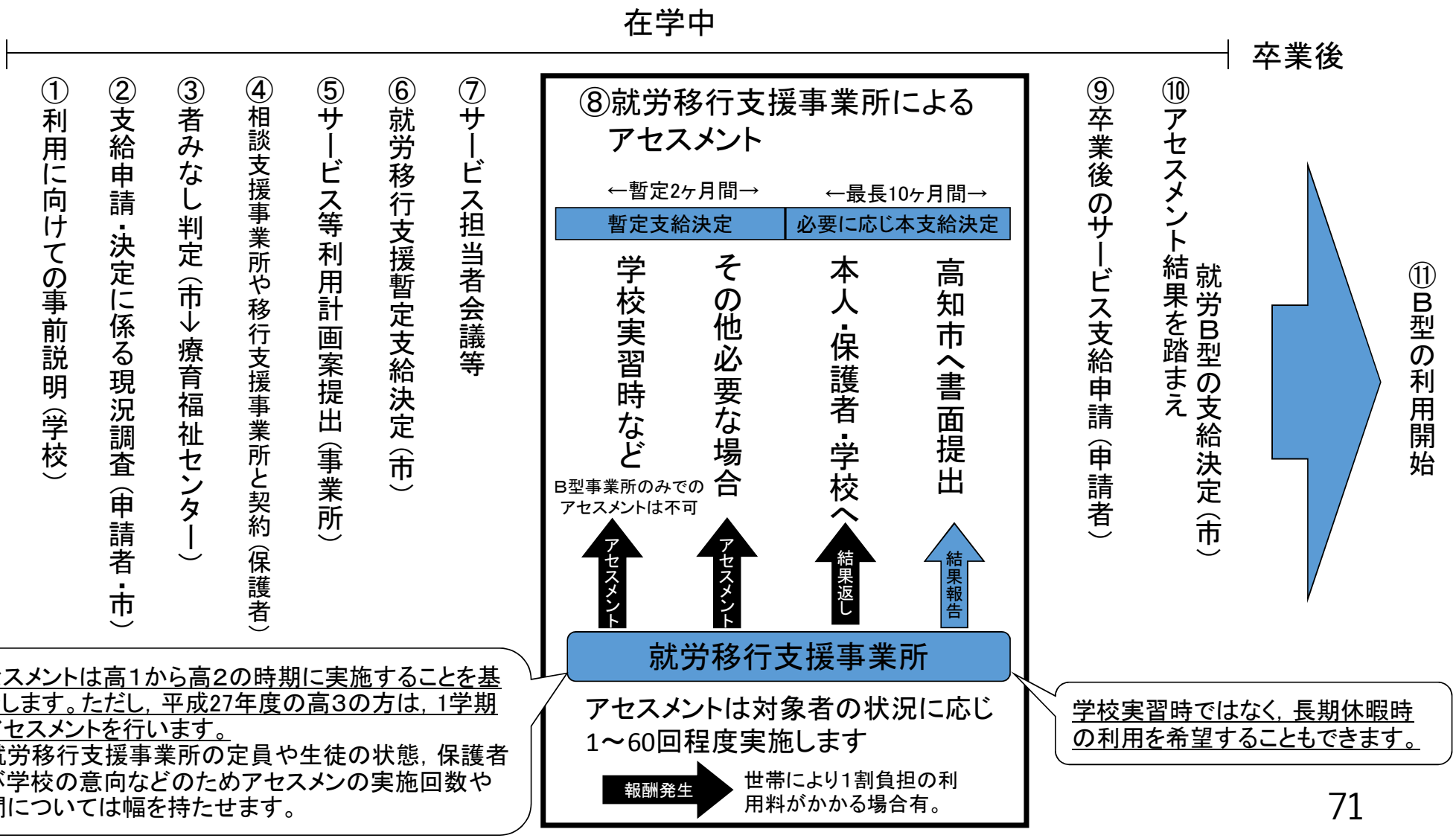

まとめと今後の課題

○　平成26年度まで市内7ヶ所に設置していた障害者相談センター（委託）の再編を行い，高知市を東西南北の4圏域に分け，各圏域ごとに障害者相談センターを設置しました。今後もセンターの周知を行うとともに，障害種別にかかわらず保護者等の相談にきめ細かな対応をおこなっていきます。

○　障害児支援利用計画の作成率は平成26年9月末時点では3%でしたが，27年9月末時点では46%となっています。子どもの多様なニーズや生活状況に沿ったマネジメントを実施し，障害児支援利用計画の作成を推進していきます。

○　児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所数は増えつつありますが，引き続き社会法人等に対し事業の開始や定員増について働きかけを行うとともに，それぞれの子どもの状態や発達に沿った支援がなされるよう県が開催している障害児通所支援事業所連絡会と連携し，支援者の育成等に取り組んでいきます。

○　進路相談会にておいて生活や進路の検討を行うとともに，卒業後就労継続支援B型の利用を検討する特別支援学校高等部2・3年生を対象に就労アセスメントを実施しました。今後も関係機関と連携し就労アセスメント評価を進路に活かしていけるよう取り組んでいきます。

重点施策

⑤　障害児支援の充実

・特別支援教育の充実

教育研究所

特別支援教育の充実

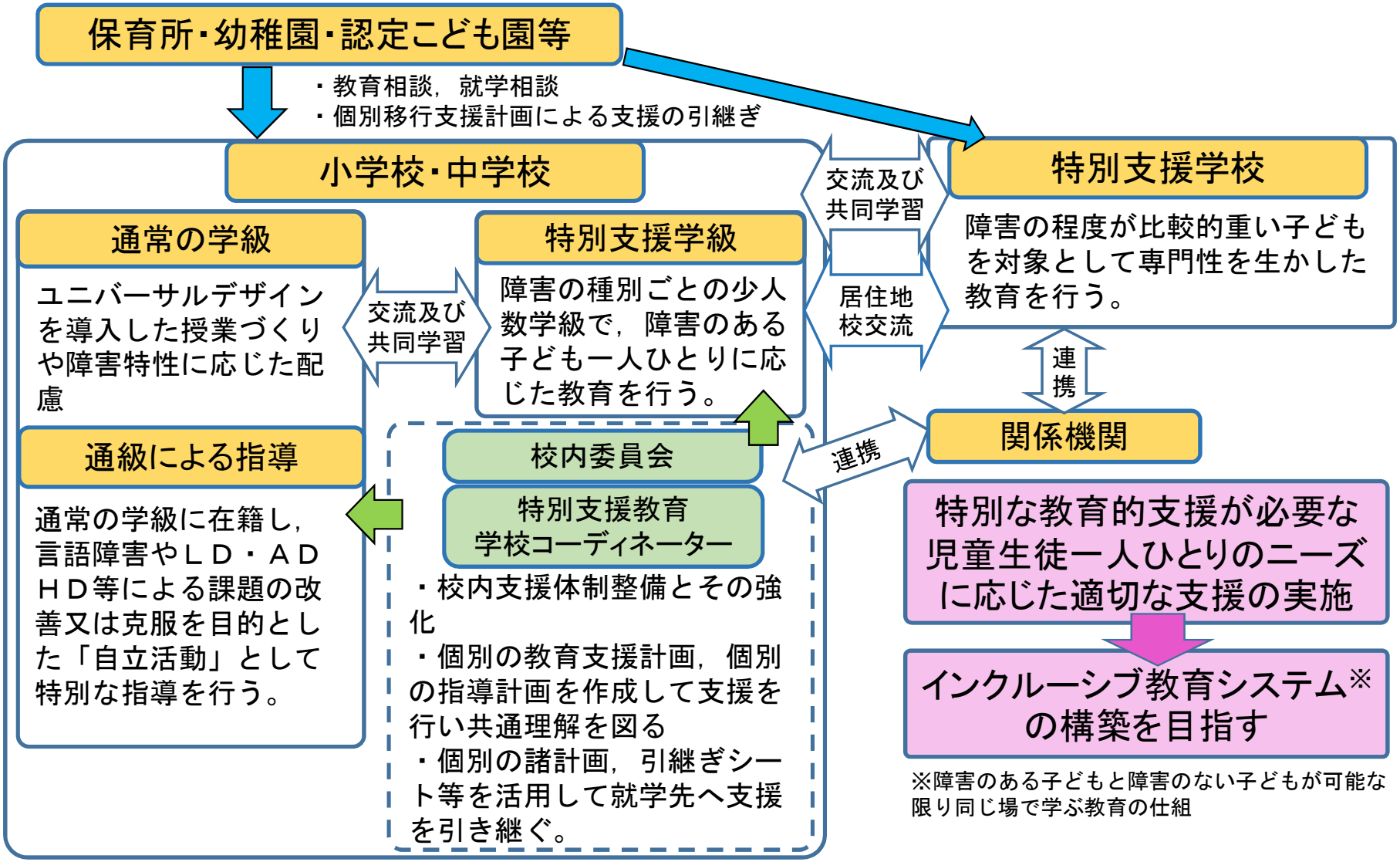

※障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で学ぶ教育の仕組

○特別支援教育の充実
①教育相談に当たる職員の増員や専門性向上の取組

特別支援教育に関する相談は件数の増加とともに内容の多様化複雑化が顕著であるが，特に通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒に関する相談が増えている。これらの教育相談に適切に対応するためには，相談に当たる職員の増員や専門性の向上などが必要である。

高知特別支援学校の児童生徒数・学級数推移

	児童生徒数（人数）						学級数
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	訪問	計	
25年	―	36	51	55	5	147	32
26年	―	40	49	58	5	152	32
27年	―	42	37	68	3	150	33

対象：知的障害

（各年度の5月1日現在）

○特別支援教育の充実
①教育相談に当たる職員の増員や専門性向上の取組

特別支援学級の児童生徒数・学級数推移

	小学校			中学校		
	設置数(校)	児童数(人)	学級数	設置数(校)	生徒数(人)	学級数
25年度	39	347	120	18	107	45
26年度	39	378	125	18	122	49
27年度	40	431	127	19	143	47

対象：知的障害，肢体不自由，病弱・身体虚弱，弱視，難聴，
言語障害，自閉症・情緒障害

（各年度の5月1日現在）

通級による指導を受ける児童生徒数推移

	言語	LD・ADHD	
	小学校	小学校	中学校
25年度	74	9	9
26年度	78	8	14
27年度	79	11	16

対象：言語障害
学習障害（ＬＤ）
注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）
※中学校はＬＤ・ＡＤＨＤ通級指導教室のみ

（各年度の5月1日現在）

○特別支援教育の充実
②校内支援体制整備の強化に向けた取組

校内支援体制（特別支援教育学校コーディネーター，校内委員会，個別の教育支援計画及び個別の指導計画）の機能が十分発揮されるようにしていく。

・特別支援教育学校コーディネーター研修・校内研修の支援

特別支援教育学校コーディネーター研修（平成27年度）

第１回（５月）：特別支援教育学校コーディネーターの役割（年間計画と校内委員会の運営，個別の教育支援計画，指導計画の作成，教育相談等）について

第２回（７月）：高知大学の松本秀彦先生の講演「特別な支援が必要な児童生徒の理解と支援」について，個別の教育支援計画，指導計画の作成及び活用についてのグループ討議

第３回（１月）：サポートファイルの紹介や「インクルーシブ教育システムの構築に向けた合理的配慮について」「個別の教育支援計画等の効果的な引き継ぎについて」

○特別支援教育の充実
③よりよい支援の充実と就学先への支援引継ぎの取組

学校における切れ目のない支援を行っていくために，就学相談の実施や，個別移行支援計画（就学期），個別の教育支援計画，個別の指導計画，引継ぎシート等を作成し，これらに基づき個別の支援を行うとともに，就学先への支援の引継ぎを行う。

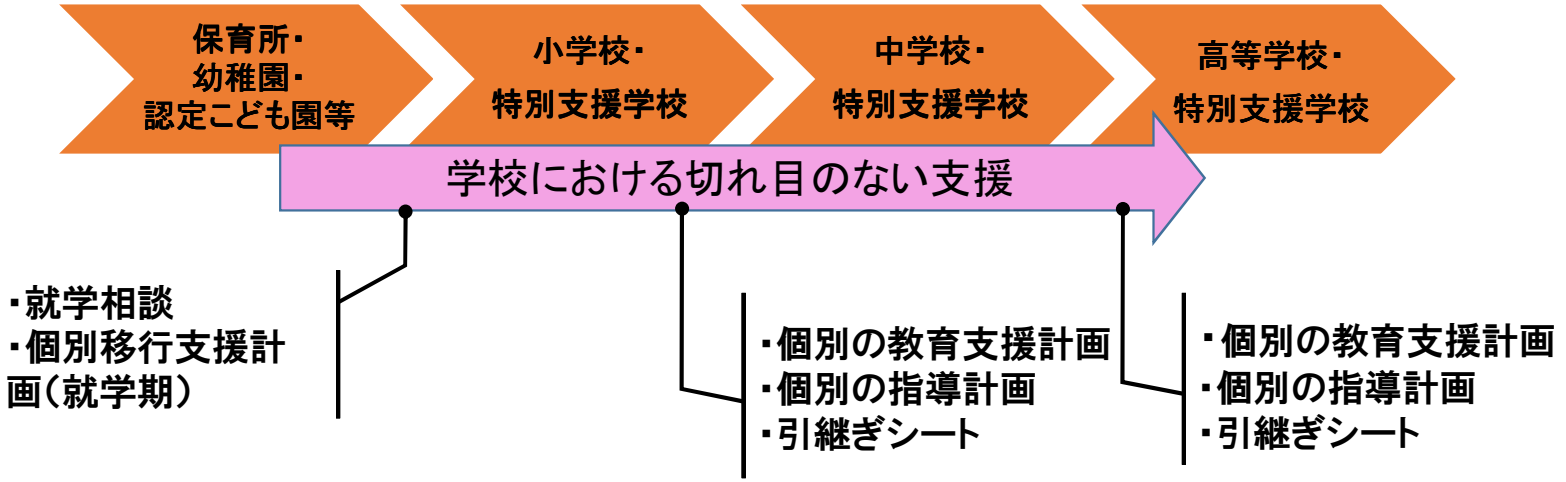

○特別支援教育の充実
③よりよい支援の充実と就学先への支援引継ぎの取組

・よりよい支援の充実

校内支援体制の強化を図る中で，個別の教育支援計画と個別の指導計画作成率の向上を目指す。

※個別の教育支援計画：学校卒業までの一貫した長期的な計画

※個別の指導計画：指導計画や指導内容・方法を盛り込んだもの

・就学相談の実施

５月～６月，就学相談のため43園（69名）を巡回して，特別支援担当保育士がついている幼児の保護者，保育担当者と初回面談をした。その後，必要に応じて知能検査の実施や観察のために園を訪問している。また，特別支援担当保育士がついていない幼児（保育所，私立幼稚園，認定こども園，未就園）についても随時，就学相談をしている。

・支援の引継ぎへの取組

４月の特別支援担当保育士研修会にて，個別移行支援計画（就学期）による引継ぎについて周知した。12月に保育所・幼稚園に作成依頼し，２～３月には就学先（小学校・特別支援学校）にて引継ぎ会を実施する予定である。

○特別支援教育の充実
④指導内容の充実

- 知的障害教育相談員の活用による「知的障害特別支援学級充実事業」「新担任のための知的障害特別支援学級スタート事業」の実施

- 通級指導教室の体制の充実

- 教育相談を通じた学校コンサルテーションの推進

- 特別な支援が必要な児童生徒に，タブレットPCを効果的に活用することによる指導支援の充実

まとめと今後の課題

○　通常の学級に在籍する発達障害等の診断がある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率が低いうえ，その引継ぎの弱さもみられます。

　そのため，今後もよりよい支援が展開され，引き継がれるようにしていきます。

○　一人ひとりに対する多様な学びの場が保障され，適切な支援ができる校内体制を整えていきます。